附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一　この省令による改正後の別表に規定する在外公館中在ウクライナ日本国大使館に係る同表の規定　令和四年八月一日

二　前号に掲げる規定以外の規定　令和五年一月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　総領事館

区分	別額月額	［略］	17号	18号	19号	20号	21号	22号	［略］
			円 408,700	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	
国地の別	アジア			香港	コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	上海 重慶 瀋陽	広州 青島		
	大洋州								
	北米				アトランタ	サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス			
	中南米				マナウス		レシフェ レオン	リオデジャネイロ	
	欧州					ユジノサハリンスク	ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク	エディンバラ	
	中東		ジッダ					ドバイ	
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分	別額月額	［同上］	17号	18号	19号	20号	21号	22号	［同上］
			円 408,700	円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	
国地の別	アジア				コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	上海 重慶 瀋陽 香港	広州 青島		
	大洋州								
	北米						アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		
	中南米				マナウス		レシフェ	リオデジャネイロ レオン	
	欧州					ユジノサハリンスク	ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク	エディンバラ	
	中東			ジッダ				ドバイ	
	アフリカ								

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

規　則

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年一月二十日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一五―一四〇

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（勤務時間法第六条第三項の適用除外職員） **第二条**　（略） （勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準） **第三条**　勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一　勤務時間は、次に定めるとおりとすること。	（勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準等） **第二条**　（略） （新設） **第三条**　勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一　勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日（以下この条及び第四条の三において「休日等」という。）については、七時間四十五分（法第六